様式第5号（第5条関係）

立地環境に関する調査概要書

年　月　日

南伊勢町長　　　　　　　様

事業者　住所

　　　　氏名　 　　　　　　　　印

（法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号（　　　　　　　　　　）

1　 事業区域の位置

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名称 |  |
| 所在地 | 南伊勢町 |
| 面積等 | ㎡　　　　　　　基 |

2　 事業抑制区域の状況

 (1) 条例第4条第1項の規定に基づく区域

|  |  |
| --- | --- |
|  | 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条の規定により指定された国立公園 |
|  |  | 特別保護地区 |
|  |  | 第1種特別地域 |
|  |  | 第2種特別地域 |
|  |  | 第3種特別地域 |
|  |  | 普通地域 |
|  | 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定めた同項第7号の風致地区 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地 |
|  | 文化財保護法第109条、同法第110条、三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第35条又は南伊勢町文化財保護条例施行規則（平成17年教育委員会規則第31号）第2条の規定により指定された史跡名勝天然記念物 |
|  | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により指定された区域 |
|  |  | 土砂災害特別警戒区域（第9条第1項） |
|  |  | 土砂災害警戒区域（第7条第1項） |
|  | 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地 |
|  | 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域 |
|  | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域 |
|  | 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項の規定により指定された河川保全区域 |
|  | 海岸法（昭和31年法律101号）第3条第1項の規定により指定された海岸保全区域 |
|  | 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項に規定する港湾区域及び同法第37条第1項の規定により指定された港湾隣接地域 |
|  |
| 　 | 都市計画法第8条第1項第9号の規定により定められた臨港地区及び港湾法第38条第1項の規定により定められた臨港地区 |
|  | 森林法（昭和26年法律第249号）第25条及び同法第25条の2の規定により指定された保安林 |
|  | 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域 |
|  | 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港区域 |
|  | 三重県水源地域の保全に関する条例（平成27年三重県条例第45条）第11条第2項の規定により指定された水源地域及び同条第3項の規定により指定された特定水源地域 |

 (2)　条例第4条第2項の規定に基づき町長が指定した区域

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

3　 事業区域周辺の状況

 (1)　事業区域と周辺集落等との距離

|  |  |
| --- | --- |
| 最も近い民家等までの距離 | 　　　　　　　　　　　ｍ |
| 民家等が集積した地区までの距離 | 　　　　　　　　　　　ｍ |
| 最も近い道路までの距離 | 　　　　　　　　　　　ｍ |

 (2)　事業区域からの排水に関する概要

|  |  |
| --- | --- |
| 土砂等の流出を防止する施設の設置 |  |
| 事業区域からの排水放流先 |  |
| 排水能力の検討結果 |  |

 (3)　事業区域周辺の消防水利

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区域周辺の消防水利 | 有・無 |
| 消防水利までの距離 | 　　　　　　　　　　　ｍ |

 (4)　事業区域への主たる進入経路及び前面道路の状況

|  |  |
| --- | --- |
| 　路線名 |  |
| 前面道路幅員 | 　　　　　　　　　　　ｍ |
| 進入経路（国道、県道又は市道から事業区域までの進入経路を記載してください。）　　　　　　　　　　　　　　　　　＊別紙で示す場合は記入不要 |

　備考

1 2(1)法令等に基づく区域については、該当するものに○を記入すること。

2　 2(2)町長が事業の実施の抑制を図る必要があると認める区域については、告示により指定されている事業抑制区域の中で該当するものを記入し、○を記入すること。